

滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例概要

第1 総則

1 目的（第1条関係）

この条例は、職員等の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のために必要な体制の整備その他の措置を講ずることにより、透明性の高い公正な職務の執行を確保し、もって市民に信頼される市政を確立することを目的とするものとする。

2 定義（第2条関係）

- (1) この条例において、「職員」とは、一般職の職員、特別職の職員（議会の議員を除く。）及び道費負担教員並びにこれらの者に準ずる職務を行っている者と認められる者をいう。
- (2) この条例において「職員等」とは、職員、受託者が行う当該契約に基づく事業に従事する者、指定管理者が行う市の公の施設の管理業務に従事する者及び出資団体等が行う事業に従事する者並びにこれらの者であった者をいう。
- (3) この条例において「特定要求行為」とは、規則で定めるものを除き、職員以外のものが職員に対し、その職務に関して行う特定の団体又は個人を他のものと比べて有利又は不利に扱うなど特別の扱いをすること（不作為を含む。）を求める行為をいう。
- (4) この条例において「不当要求行為」とは、特定要求行為のうち、正当な理由なく次に掲げることを求める行為であって、職員の公正な職務の執行を妨げることが明らかであるもの又は暴力行為その他社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を求めるものをいう。
 - ア 特定のものに対して著しく有利又は不利な取扱いをする。
 - イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げる。
 - ウ 職務上知り得た秘密を漏らす。
 - エ 執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに行わない。
 - オ その他法令等に違反すること、又は職員としての倫理に著しく反することを行う。
- (5) この条例において「公益目的通報」とは、職員等による事務又は事業の運営上における法令等の違反、市民の生命、身体、財産又は生活環境に重大な損害を与える行為（不作為を含む。）その他社会的相当性を逸脱していることと認められる行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を審査会に通報することをいう。

3 職員の責務（第3条関係）

- (1) 職員は、滝川市職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。
 - ア 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
 - イ 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
 - ウ 職員は、法律又は条例若しくは規則により与えられた権限の行使に当たっては、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
 - エ 職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
 - オ 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。
- (2) 職員は、職務の執行に当たっては、市政が市民の信託によるものであることを認識し、常

に法令等を遵守するとともに、社会一般の規範意識とかけ離れることのないよう努め、公正な職務の執行に当たらなければならない。

(3) 職員は、市民に対して、この条例の趣旨等について十分な説明を行うとともに、行政の透明化を図ることにより市政に対する理解と協力を得られるよう努めなければならない。

(4) 職員は、職務の執行に必要な予算が市民の税負担によって賄われていることを強く認識し、関係諸規程に基づき厳正な執行を行うとともに、適正かつ能率的な事務処理を通じて経費の節減に努めなければならない。

4 管理監督者の責務（第4条関係）

(1) 管理監督者は、自らの資質向上を図り、率先して模範を示すことにより公正な職務の執行及び適正な服務規律の確保を図るとともに、部下職員に対し、その職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のために必要な指導及び助言を行わなければならない。

(2) 管理監督者は、職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図るとともに、部下職員の自律性を高め、良好な職場風土の形成及び維持に努めなければならない。

5 任命権者の責務（第5条関係）

任命権者は、不当要求行為への対応に関する基本的な指針を審査会の意見を聞いて策定するとともに、条例の趣旨を効果的に達成するための研修の実施、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

6 市民の責務（第6条関係）

(1) 市民は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。

(2) 何人も、職員に対して不当要求行為をしてはならない。

第2 特定要求行為

1 特定要求行為への組織的対応（第7条関係）

(1) 職員は、特定要求行為があったと認めるときは、組織的に対応するとともに、当該行為の内容等を記録し、管理監督者に報告しなければならないものとし、管理監督者は、当該報告を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに、対策会議に報告しなければならない。

(2) 職員は、不当要求行為があったと認められる場合であって必要があると認められるときは、管理監督者への報告に代えて対策会議への調査の依頼を行うことができるものとする。

2 対策会議の調査及び審査（第8条関係）

(1) 対策会議は、特定要求行為に係る報告の内容に関し、不当要求行為に該当するかどうかについて定期的に調査及び審査を行うものとする。

(2) 対策会議は、不当要求行為に該当すると認められるものに係る報告又は調査の依頼があったときは、速やかに必要な調査を行い、該当するかどうかを審査しなければならない。

3 審査会への確認の要求等（第9条関係）

(1) 対策会議は、審査の結果、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかについて判断できないときは、審査会の確認を求めることができるものとする。

(2) 審査会は、対策会議からの確認の求めがあったときは、速やかに必要な調査を行い、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかを審査し、報告しなければならない。

4 対策会議からの報告等（第10条関係）

対策会議は、審査及び報告の結果について市長に報告するとともに、当該案件に係る管理監督者に対応方針の指示を行うものとする。

5 不当要求行為に対する措置（第11条関係）

市長は、不当要求行為に該当するものがあるとの報告を受けたときは、速やかに事実確認を行い、当該不当要求行為者に対して文書で警告を行う等の必要な措置を講ずるとともに、必要に応

じ、氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

6 審査会への報告（第12条関係）

市長は、対策会議への報告・依頼及び不当要求行為に対して講じた措置の内容について、定期的に審査会に報告しなければならない。

第3 公益目的通報

1 公益目的通報（第13条関係）

職員等は、不正の目的又は自らや自らの属する組織のための私的利益を得る目的である場合を除き、審査会に対して、原則として実名により公益目的通報をすることができるものとする。

2 不利益取扱いの禁止等（第14条関係）

- (1) 何人も、公益目的通報をしたことを理由として、通報者に対して、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。
- (2) 通報者は、公益目的通報をしたことによって不利益な取扱いを受けたと認められるときは、審査会にその是正の申立てをすることができるものとする。

3 公益目的通報に係る審査会の職務（第15条関係）

- (1) 審査会は、委員に公益目的通報の受付及び調査を行わせることができるものとする。
- (2) 審査会の委員が、公益目的通報を受けたときは、速やかに調査を行い、審査会は、その調査に基づき審査を行い、その結果について市長等及び通報者に報告するものとする。

4 公益目的通報に係る措置等（第16条関係）

市長等は、審査会の報告を受けた場合は、速やかに必要な事実の確認を行い、違法行為等を是正し、再発を防止するために必要な措置を講じ、その概要を公表するものとする。

第4 公正な職務の執行の確保のための体制

1 滝川市公正職務審査会の設置（第17条関係）

- (1) 職員等の公正な職務の執行に係る実効性を確保するため、滝川市公正職務審査会を設置することとし、その所掌事務は、次に掲げるとおりとすること。
 - ア 不当要求行為への対応に関する基本的な指針に関する意見陳述
 - イ 特定要求行為の調査、審査等に関する事項
 - ウ 公益目的通報の受付、調査、審査等に関する事項
 - エ その他公正な職務の執行の確保のために必要な事項に関し、市長に意見を述べること。
- (2) 審査会は、委員3人で組織することとし、委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命し、その任期は、2年とすること。
- (3) 委員に関する守秘義務、欠格事由その他必要な事項について規定を設けること。

2 滝川市公正職務対策会議の設置（第18条関係）

職員の公正な職務の執行の確保について組織的な推進を図るため、滝川市公正職務対策会議を設置する。

第5 補則

1 調査への協力（第19条関係）

職員等、受託者、指定管理者及び出資団体等は、この条例の規定に基づき、市長等、対策会議又は審査会が行う調査に協力しなければならない。

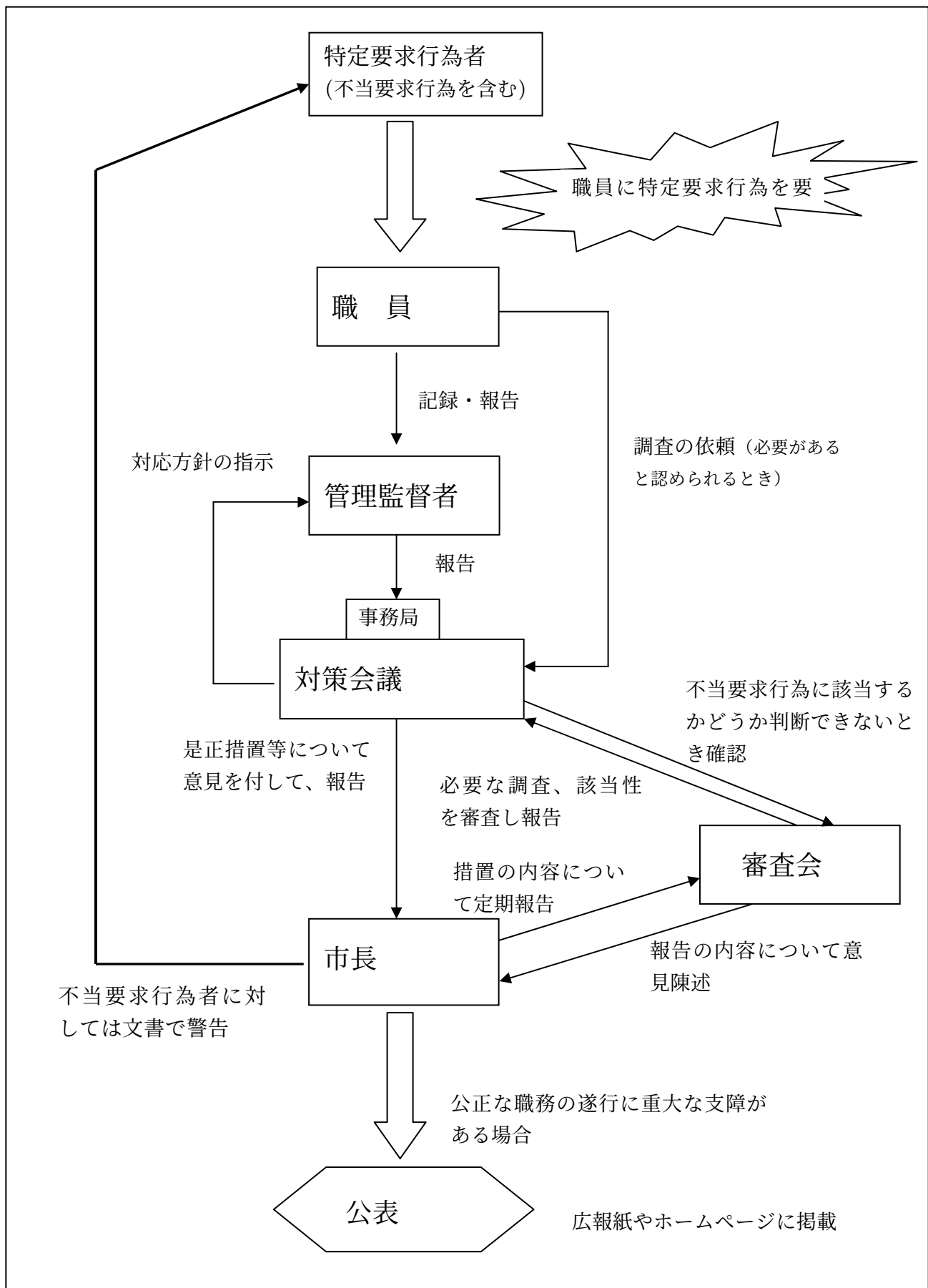
2 運用状況の公表（第20条関係）

市長は、毎年1回、この条例の運用の状況を取りまとめて公表するものとする。

第6 施行期日等（附則関係）

- (1) この条例は、一部の規定を除き、平成21年4月1日から施行するものとする。
- (2) 関係条例について所要の改正を行うこと。

◆ 特定要求行為への対応の流れ ◆



◆ 公益目的通報制度の流れ ◆

